

<Scmが進めるコミュニティチャンネルについて>

Scmは公益的立場から、CATV施設を活用して地域コミュニティに貢献するような地域情報インフラとして、コミュニティチャンネルについて調査・研究を行ってまいりました。

Scmが進めるコミュニティチャンネルは、既存のCATV施設を活用した具体的なシステムとして、平成14年度からの実験放送を踏まえ、平成16年3月から本放送（千葉県市原市のちはら台地区）を開始しています。

地元主体のコミュニティチャンネルです。

一般的にコミュニティチャンネルといえば、CATV事業者の自主制作番組（自主放送チャンネル）を指しますが、Scmが導入を進めるコミュニティチャンネルは、地域住民の方々が自ら放送事業者となって、地域のイベント案内等の地域情報を文字や画像などを通じて発信していくチャンネルであり、住民主体で運営を行います。そのためにScmは、チャンネルの提供と放送機器の貸与、技術協力等を通じて地域住民の方々の放送局運営を支援いたします。

ちはら台地区では、地元自治会が有線テレビジョン放送法上の放送事業者になりました。

千葉県市原市のちはら台地区では、平成16年3月から、既存の自治会組織が放送事業者となり、自治会館の一室にスタジオを設け、「自治会情報」、「教育情報」、「行政情報」、「イベント情報」、「サークル活動情報」、「生活支援情報」等の地域情報を放送しております。このため、有線テレビジョン放送法に基づく「放送番組審議会」を平成16年2月12日付けで設置しています。

パソコンで編集・送出をします。

- ① 番組は、地域住民の方々が制作した文字情報や動画情報を、フロッピー、DVD等から編集用PCに取り込み、放送時間や日時の設定を行うことで、送出用PCからCATV回線へ自動送出されます。
- ② 自動送出された番組は、CATV回線を通じてスタジオからヘッドエンドまで送られ、そこから各家庭へと他の番組と同様に送出されます。
- ③ 番組運営のために用意する機器は、編集用PC、送出用PC、編集用ソフト、送出用ソフト等で、この機器に関してはScmが貸与いたします。また、伝送路等には、ポータブル変調器、ビデオ復調器、分岐器等を整備しております。

【整備機器の構成】

